（記入要領）

1　本届出書は、財務大臣及び事業所管大臣を宛先とし、承継対象の事業に含まれる事前届出業種（対内直接投資等に関する命令第３条第４項の規定に基づき財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）別表第１及び別表第２に掲げる業種又は別表第１から別表第３までのいずれにも掲げられていない業種に該当するものをいう。以下この記入要領において同じ。）に属する事業を所管する各事業所管大臣又は承継対象の事業に含まれる事前届出対象である技術若しくは情報（対内直接投資等に関する命令第３条第２項及び第６項、第３条の２第４項、第４条第３項並びに第４条の３第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める技術又は情報を定める件（告示）に規定する技術又は情報をいう。以下この記入要領において同じ。）に係る事業を所管する各事業所管大臣を選択すること。

2　「届出者」欄中「氏名又は名称及び代表者の氏名」欄には、日本語表記（正式な日本語表記がない場合はふりがな）と英語表記（正式な英語表記がない場合は省略）を併記すること。

3　「届出者」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄には、国又は地域名も記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「住所又は主たる事務所の所在地」欄についても、同様とする。

4　「届出者」欄中「国籍・設立国等」欄には、届出者が非居住者個人である場合は当該個人の国籍又はこれに類する地域を記載し、届出者が法人その他の団体である場合は当該法人その他の団体の設立準拠法を管轄する国又は地域を記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国籍・設立国等」欄及び「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「国籍・設立国等」欄についても、同様とする。

5　「届出者」欄中「ウェブページのリンク」欄について、営んでいる事業の内容等が記載されたウェブサイトが存在する場合には、当該ウェブサイトのリンク先URLを記載すること。「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「ウェブページのリンク」欄及び「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「ウェブページのリンク」欄についても、同様とする。

6　「届出者」欄中「届出者となる法的根拠」が「ハ」に該当する場合、「イ」及び「ロ」の①氏名又は名称、②住所又は主たる事務所の所在地、③職業又は営んでいる事業の内容、を注１に記入すること。財務及び営業又は事業の方針につき実質的な決定が行われている場所が住所又は主たる事務所の所在地と異なる場合は、当該場所も併記すること。なお、前回届出時点に届け出た内容から変更がない場合は、前回届出の受理年月日、受理番号及び前回届出時点から変更がないため記載を省略する旨を記載することで記入を省略することができる。

7　「届出者」欄中「事務上の連絡先（担当者氏名、電話番号及び電子メールアドレス）」欄について、電子メールアドレスがない場合には、電子メールアドレスの箇所に「該当なし」と記入すること。

8　「１　対象会社」欄中「⑴　名称」欄には、「対象会社」の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第２条第16項に規定する法人番号をいう。）も記入すること。

9　「２　承継の時期」欄について、本届出書受理日から６カ月以内の日であって、当該受理日において予定している承継の予定日がある場合は当該予定日を記載すること。具体的時期が未定の場合は「予定時期未定」を選択すること。

10　「３　支払の時期」欄について、本届出書受理日における支払の予定日を記載すること（なお、具体的時期が未定の場合はその旨記載すること。）。

11　「５　承継目的等」欄について、「⑶　承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象の技術若しくは情報」欄には、承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報を記入すること。事前届出業種が対内直接投資等に関する命令第３条の２第３項の規定に基づき、財務大臣及び事業所管大臣が定める業種を定める件（告示）に掲げる業種に該当する場合は、その旨明記し同告示の該当する条項を明記すること。承継対象の事業に含まれる事前届出業種又は事前届出対象である技術若しくは情報の内容を補足するため、当該業種に該当する事業又は当該技術若しくは情報に係る事業の詳細を記入しても差し支えない。なお、承継対象の事業の該当業種又は承継対象に含まれる技術若しくは情報に不明な点がある場合は、その旨を記入すること。

12　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄には、届出者が最終親会社等（租税特別措置法第66条の４の４第４項第５号に規定する最終親会社等をいう。以下この記入要領において同じ。）を有する場合は、当該最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、届出者の財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。

　また、届出者が特定組合等（外国為替及び外国貿易法（以下この記入要領において「法」という。）第26条第１項第４号に規定する特定組合等をいう。以下この記入要領において同じ。）である場合は、その業務執行組合員（同号に規定する業務執行組合員をいう。）の最終親会社等を記入し、最終親会社等を有しない場合には、最終親会社等以外のものであって、その財務及び営業又は事業の方針の決定に対して重要な影響を与えることができるものを記入すること。届出者が外国の法令に基づいて設立されたファンド（特定組合等を除く。）であって、その業務を執行する構成員を有する場合は、特定組合等に準じて記入すること。

13　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「国有企業等との関係」欄において、届出者の事業方針等に影響を及ぼすものと国有企業等（対内直接投資等に関する政令（以下この記入要領において「令」という。）第３条の２第１項第３号から第６号までに掲げるものをいう。）との資本関係その他の支配関係を記入すること。

14　「６　届出者の事業方針等に影響を及ぼすもの」欄中「届出者との関係」欄及び「７　承継時に届出者と特別の関係にあるもの」欄中「届出者との関係」欄において、必要がある場合には本届出書に資本関係図を添付して記載を補足することができる。